

国保の保険証が1人1枚になります

照会先

国保年金課

☎ 7701

FAX 7739

現在お使いの国民健康保険被保険者

証(保険証)の有効期限は3月31日となっており、4月1日からは今までの世帯証から個人証(名刺サイズ)に変わります。3月下旬に新しい保険証を簡易書留で郵送しますので、記載事項に間違いがないか確認してください。また、有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので返却してください。返却できない場合は他人に悪用されないよう十分に注意して確実に処分してください。

▲新しい保険証のイメージ



保険証のカバーも刷新

保険証のカバーが個人用、世帯用の2種類用意してあります。必要な方は窓口へ申し出てください。

臓器提供の意思表示もできます

保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器提供意思表示欄の記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。

記入された方で意思表示欄保護シール(個人情報保護シール)が必要な方は窓口へ申し出てください。

お知らせ

◆退職者被保険者証(申請が必要)

長年勤めた会社(20年以上勤務または40歳以後に10年以上勤務)を退職した方で、現在、厚生年金などの被用者年金を受給されている65歳未満の方とその被扶養者は退職者医療制度の対象になります。該当する方は年金証書と印鑑、保険証を持参して申請してください。退職者医療制度は、国保財政を健全化するための制度ですのでご協力をお願いします。

◆高齢受給者証

国保に加入している70歳以上75歳未満の方には、保険証のほかに高齢受給

者証を交付します。これを医療機関で提示すると負担割合が1割または3割になります。なお、制度改正により、4月から70歳以上75歳未満の方のうち現役並みの所得のある方以外は、医療を受けたときの負担割合が1割から2割に引き上げられる予定でしたが、この見直しが凍結され、平成24年3月まで1割に据え置かれます。3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します。

◆長寿(後期高齢者)医療制度

75歳になると、国保を脱退して長寿医療制度で医療を受けますので、平成23年度中に75歳になる方は有効期限が誕生日の前日までとなっています。

◆国保加入者の異動は早めに届け出を

国保は、ほかの健康保険に加入・脱退したときや転入・転出したときから加入・脱退することになります。届け出が遅れると、何カ月分もの国保税をまとめて払わなければなりませんので、異動があった場合は速やかに届け出てください。

◆国保税の滞納にご注意を

国保税を1年以上滞納している場合は、保険証を返還していただき「資格証明書」を交付します。この資格証明書で受診すると、医療機関の窓口で医療費をいったん全額負担し、後日、市役所の窓口で申請し、特別療養費として支給を受けることとなります。

また、国保税の滞納状況によっては有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。そのほか特別な事情がなく滞納している方には、滞納分の国保

税を納付するまで、保険給付の差し止めや、差押えなどの処分をすることがあります。納付が困難な場合は早めに国保年金課国保係へご相談ください。

◆国保税は必ず納期までに納入を

国保は、皆さんの医療費を国保税と国の補助金などで支払っています。国保税を納めない方がいると、その分、ほかの人の負担が重くなりますので、必ず納期限までに納めましょう。

◆国保税の納付は便利な口座振替に

国保税の納付は口座振替を利用すると大変便利です。指定された預貯金口座から自動で納付されるため、納期のたびに金融機関へ行く手間が省け、納め忘れもありません。手続きは金融機関の窓口でできます。通帳と届け出印を持参して手続きをしてください。

なお、国保税は世帯主が変わると口座から引き落としができませんので、再度金融機関で手続きをしてください。また、残高不足などで引き落としができなかった場合、後から口座に入金しても再度引き落としはできませんので、納期前に残高を確認してください。

◆年金からの天引き(特別徴収)

65歳以上75歳未満の世帯の方で一定の要件に該当する場合は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。特別徴収の対象になる世帯には事前に通知します。

また、特別徴収の対象になった世帯であっても国保税に滞納がなく、口座振替を希望する場合は、申請により口座振替を選択できます。